

# 諸外国におけるデジタル教科書・教材の使用状況について

※学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究（令和2年度）、  
「各国の概要」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』等を基に作成。

# 目次

---

◇大韓民国	.....	P 2
◇オーストラリア連邦クイーンズランド州	.....	P 8
◇デンマーク王国	.....	P 11
◇シンガポール共和国	.....	P 15
◇アメリカ合衆国	.....	P 20
◇エストニア共和国	.....	P 25
◇中華人民共和国	.....	P 28
◇イタリア共和国	.....	P 29
◇英国	.....	P 30
◇スウェーデン王国	.....	P 31
◇ドイツ連邦共和国	.....	P 33
◇フランス共和国	.....	P 34
◇カナダ	.....	P 35

# 【大韓民国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>「学校で児童生徒の教育のために使用される、児童生徒用の書籍、知識情報化技術を用いた学習支援ソフトウェア（以下「デジタル教科書」という）、その他録音・動画等の電子的著作物等」。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>国定、検定、認定の制度あり。</li><li>国定、検定、認定のいずれの教科書を使用するかは、学年・教科ごとに教育部が定める。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>国定教科書：国（教育部）</li><li>検定・認定教科書：民間図書出版社</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>国定教科書がある教科については、国定教科書の使用義務がある。</li><li>検定・認定教科書の採択は、各学校の学校運営委員会での審議ののち、各学校長が決定する。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>私立学校も含め、全ての学校が使用する義務を有する。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>初等教育・前期中等教育：無償給与</li><li>後期中等教育：無償給与（一部私立学校で有償給与）</li></ul>

# 【大韓民国】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要

教材としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的根拠のある「教科書」のひとつ（教科書の定義に知識情報化技術を用いた学習支援ソフトウェア及びその他音楽・映像等の電子的著作物等が含まれているため）。</li> </ul>
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年より、全ての学校においてデジタル教科書の使用が解禁された。</li> <li>AIデジタル教科書を2025年から数学・英語・情報・国語（特殊教育）にて順次導入し、2028年までに段階的に導入を拡大する計画。※3</li> </ul>
導入背景※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会から教育の変化が求められているため</li> <li>紙の教科書に限界があるため</li> <li>デジタル教科書の導入により期待される効果があるため</li> </ul>
編集・制作、導入、活用促進等の主体 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツ：教育部</li> <li>ビューアとプラットフォーム：KERIS（韓国教育学習情報院）（規格を統一）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル教科書の配布状況は以下のとおり。（AIデジタル教科書は上記計画のとおり。）             <ul style="list-style-type: none"> <li>初等教育：第3・4学年「社会」「科学」「英語」（2018年）、第5・6学年「社会」「科学」「英語」（2019年）※4</li> <li>前期中等教育：第1学年「社会」「科学」「英語」（2018年）、第2学年「科学」「英語」（2019年予定）、第3学年「科学」「英語」（2020年）※4</li> <li>後期中等教育：「英語」「英会話」「英語 I」「英語読解と作文」</li> </ul> </li> <li>2022年10月時点でのデジタル教科書使用率※5は以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>初等教育学校：99.8% 前期中等教育学校：97.5% 後期中等教育学校：96.3%</li> </ul> </li> </ul>

(出所) ※1 金シミン（2010）「韓国のデジタル教科事情」『教育テスト研究センター第19回研究会報告書』, p.1-9

※2 伊勢呂裕史（2016）「I. 韓国 1. 教科書制度と著作権」公益財団法人教科書研究センター『諸外国におけるデジタル教科書・教材の活用について～平成26～28年度科研究現地調査から～』, p.2-4

※3 KDDI総合研究所（2024）「韓国のAIデジタル教科書動向」, p13-14

※4 Ministry of Education, KERIS（2018）「2018 White Paper on ICT in Education Korea Summary」p.3, p.38

※のないもの 松本麻人（2023）「大韓民国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』

(注) ※5 「教師あるいは児童生徒がデジタル教科書を使用した記録がある」学校を、デジタル教科書を使用している学校としてカウントしている。

# 【大韓民国】 特徴

- デジタル端末やネットワーク回線等の整備状況、整備のための公的支援
  - スマート教育推進戦略第1期（1996～2000年）において、**教員1人1台のPC、学校インターネットの100%整備**を達成。<sup>※1</sup>
  - 児童生徒用PC1台当たりの児童生徒数は、初等学校3.0人、前期中等学校3.1人、後期中等学校2.6人。（2022年）<sup>※6</sup>
  - 政府は2025年のAIデジタル教科書の導入に備え、2023年から3年間、学校にデバイスを継続供給することを目指しているが、予算確保が難航している。また、2024年に全国の小中高6,000校でネットワーク速度等の確認・改善等のための調査を実施。
- ポータルサイト等のプラットフォーム
  - 教員と児童生徒は、「Edunet」<sup>※2</sup>からe教科書<sup>※3</sup>とデジタル教科書を検索・ダウンロードすることを推奨されている。<sup>※4</sup>
  - 上記の「Edunet」が統合されているクラウド基盤のプラットフォームは、SNS機能（Wedorang）も有している。<sup>※5</sup>

（出所） ※1 株式会社富士通総研（2015）「教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究 報告書」

※4 Pyung Kim, Jeong-Su Yu（2019）「A Study on Online Delivery of Digital Textbooks in Korea」『Universal Journal of Educational Research 7(5A)』, p.92-102

※5 書圭福（2015）「海外におけるICT活用教育—韓国と日本の比較を中心として—」『情報処理』Vol56, No.4, p.331-336

※6 韓国教育学術情報院「2022年デジタル教育インフラ及び学生デジタル力量現況」

※のないもの 松本麻人（2020）「大韓民国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.111-118

（注） ※2 KERISが運営する教育情報総合サービスで、教員向けには指導用デジタルコンテンツや問題集作成機能等、学習者向けには学習コンテンツや試験対策用コンテンツ等を提供している。（※1）

※3 PDF版の教科書のこと。（※1）

# 【大韓民国】 特徴

## ■ デジタル教科書等の活用に関する教員研修

- ICTに関する講師養成研修を中央で行い、その受講者が地方や学校で研修を実施。  
※1
- 教育部、首都・州の教育オフィス、学校やKERISの協力により、**オンライン・オフラインの研修を実施**。 ※2

表1 デジタル教科書等の使用に関する教員の能力向上支援状況（2012～2016年） ※3

			2012	2013	2014	2015	2016
研修内容			未来の学校環境、デジタル教科書等の理解、デジタル教科書等とWedorang※4の活用実践、指導デザイン実践等				
中央の 単位	研修 プログラム	オフライン	2	4	4	8	11
		オンライン	8	4	-	4	4
	教員 研修	選定人数	122 (5回)	218 (6回)	391 (5回)	213 (4回)	216 (3回)
		研修回数/年	381	702	524	299	257
	クラス研究ミーティングの運営	-	67	34	34	34	
市や州の 単位	一般的な教員研修回数/年	132,770	104,153	68,655	38,676	5,188 (8月現在)	
合計			<b>138,458</b>	<b>106,003</b>	<b>69,179</b>	<b>38,975</b>	<b>5,445</b>

(出所) ※1 伊勢呂裕史 (2016) 「I. 韓国 1. 教科書制度と著作権」公益財団法人教科書研究センター『諸外国におけるデジタル教科書・教材の活用について～平成26～28年度科研研究現地調査から～』, p.2-4

※2 Ministry of Education, KERIS (2017) 「2017 White Paper on ICT in Education Korea Summary」

※3 Ministry of Education, KERIS (2017) 「2017 White Paper on ICT in Education Korea Summary」, p.47 をもとに三菱総合研究所作成

(注) ※4 教育部が運営する、学習過程の情報を共有するSNSサービスで、デジタル教科書とも連動している。(出所) 曹圭福 (2015) 「海外におけるICT活用教育—韓国と日本の比較を中心として—」『情報処理』Vol56, No.4, p.331-336)

## 【大韓民国】 特徴

---

### ■ 特別なニーズへの対応

- 国立特別支援教育院が、障がいのある児童生徒のための「デジタルブック」（デジタル教科書形態のデジタル教授・学習コンテンツ）を2012～2016年に開発。写真、映像、イメージ等の資料、ドラッグ&ドロップ、線引き、選択、テキスト作成、置換等のモジュールを具備。
- 2017年からは、聴覚障がいのある児童生徒のための指文字や手話映像、視覚障がいのある児童生徒のための電子点字資料や音声図書資料等を備えた「マルチメディアブック」の開発を開始。

# 【大韓民国】 特徴

## ■ デジタル教科書等を使用することによる児童生徒への効果・影響

- 2014～2016年のデジタル教科書継続使用の縦断的研究によれば、**デジタル教科書と紙の教科書の併用の学習効果が高い**。 ※1
- 129校の小学校（5・6年生）を対象とした研究によれば、①学力は、**農山漁村地域、成績下位グループ、男子は国語、女子は理科で有効**。②学習態度は、**2年以上デジタル教科書を活用している研究校でより有意に有効**（ただし教科による差あり）。③自己学習能力は、**総合的に肯定的な影響あり**。 ※2
- 2014～2017年のデジタル教科書使用前後を比較した研究によれば、**自己主導的学習能力、創造力・イノベーション能力、情報活用能力、協働能力、批判的思考力等が向上**。 ※3

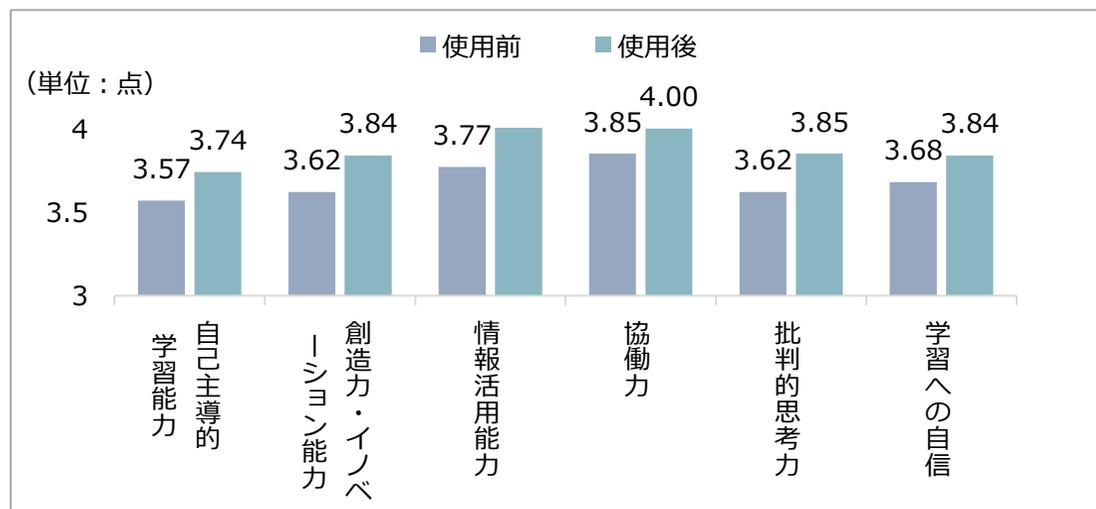


図1 研究校におけるデジタル教科書使用前後の学習者の能力の変化（5段階評価）（2017年） ※4

（出所） ※1 伊勢呂裕史（2016）「I. 韓国 1. 教科書制度と著作権」公益財団法人教科書研究センター『諸外国におけるデジタル教科書・教材の活用について～平成26～28年度科研研究現地調査から～』, p.2-4

※2 著者不明（発行年不明）「資料名不明」（2020年10月7日閲覧）

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afeldfile/2017/06/26/1305484\\_05\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2017/06/26/1305484_05_1.pdf)

※3 Ministry of Education, KERIS（2018）「2018 White Paper on ICT in Education Korea Summary」

※4 Ministry of Education, KERIS（2018）「2018 White Paper on ICT in Education Korea Summary」, p.74 をもとに三菱総合研究所作成

# 【オーストラリア連邦 クイーンズランド州】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要（※オーストラリア連邦について）

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>教材の一つ（「教材」はそのほか、小説、映画、演劇、ラジオ・プログラム、マルチメディア、デジタル学習教材、講義、スピーチ、パフォーマンス等）。</li><li>教科書・教材は、オーストラリアン・カリキュラムの内容や到達度スタンダードを満たす授業を行うためのツールであるという教科書観が持たれている。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>主に民間の教科書会社。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>各学校の責任で選定。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>学校教育において保護者が支出を求められる項目の一つ（学校が保護者の支出に関する同意書を策定、学校審議会が承認）。</li><li><b>カリキュラムの運用にかかる経費は原則学校負担のため、教科書を使用する場合、学校の所有物として貸与されるのが一般的（教科書を個人所有する場合は保護者負担）。</b></li></ul>

# 【オーストラリア連邦 クイーンズランド州】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要（※オーストラリア連邦について）

教材としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在（2023年）のところ、<u>教材としての位置付け</u>であり、教科書としては位置付けられていない。</li> </ul>
導入時期	(不明)
導入背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナショナル・カリキュラムである「<u>オーストラリアン・カリキュラム</u>」導入（2013年より順次）により、各州が自州のカリキュラム・フレームワークを見直すのに伴って、デジタル教材が整備されてきた。</li> </ul>
編集・制作、導入、活用促進等の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>州政府組織や民間教科書会社等</u>がデジタル教材の開発を推進。</li> <li>政府出資の企業「Education Services Australia」がレポジトリやプラットフォームを整備（詳しくは後述）。※1</li> </ul>
その他※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>8年生対象のICT教育に関する調査では、8年生のほぼ全員が、デジタル教材・ソフトを使用（2014年）。</li> <li>オーストラリアン・カリキュラムはウェブ配信を基本とし、児童生徒の作業例も掲載。<u>各州でデジタル教材の開発・配信が推進されている。</u></li> <li><u>全体の約64%の学校が、オンライン教材と印刷教材を日常的に併用（2016年）。</u></li> <li><u>州政府や教育省が開発したデジタル教材は無償で使用可能。</u></li> <li><u>憲法の規定により各州政府が教育に関する権限を有しており、国全体の指針等はない。各学校は州のフレームワークに沿いつつも独自に学習内容を定めるため、使用する教材（デジタル教科書の使用程度を含む）も学校により異なる。</u>※3</li> <li>タブレットを用いたデジタル教科書やアプリの使用には反対の声も。</li> </ul>

(出所) ※1 株式会社富士通総研（2015）「教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究 報告書」

※3 青木麻衣子氏インタビュー（2020年12月3日実施）より

※のないもの 青木麻衣子（2020）「オーストラリア連邦」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.175-182

青木麻衣子（2023）「各国の概要：オーストラリア連邦」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』

(注) ※2 視察時の印象として、電子黒板の使用が一般的（特に初等学校）であり、デジタル教材は、電子黒板をうまく活用するためのものと位置付けられ、児童生徒用のデジタル教科書がそれほど普及しているわけではないと感じられたとのことであった。（※3）

## 【オーストラリア連邦 クイーンズランド州】 特徴

- デジタル端末やネットワーク回線等の整備状況、整備のための公的支援（※オーストラリア連邦について）
  - 2008～2013年に連邦政府・州政府等共同で実施された「Digital Education Revolution」というICT教育推進プログラムにより、**公立・私立等問わず、第9学年～12学年（14～17歳）の全生徒に1人1台の教育用PCを整備した。**
  - 政府と民間の連携により、**国内の全家庭・事業所からブロードバンドへのアクセスを可能にする環境整備**を進めている。
- ポータルサイト等のプラットフォーム
  - **州政府によるデジタル教材レポジトリ**のほか、連邦レベルでは、**政府出資の企業「Education Services Australia」（ESA）が管理するレポジトリ（National Digital Learning Resource Network: NDLRN）**や**活用プラットフォーム（Scootle）**等が整備されている。
  - 各州はNDLRNからコンテンツを自州のサーバーにダウンロードしたり、自州内の学校や他州とコンテンツを共有したりすることが可能である。この共有・配布のためのインフラはESAが管理している。※1

（出所）※1 Education Services Australia（2014）「ESA guidelines for online content」（2020年12月20日閲覧）[https://www.ndlrn.edu.au/verve/resources/ESA\\_web\\_spec\\_v8-0\\_3.pdf](https://www.ndlrn.edu.au/verve/resources/ESA_web_spec_v8-0_3.pdf)  
※のないもの 株式会社富士通総研（2015）「教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究 報告書」

# 【デンマーク王国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>法律による定義はなく、教材のひとつという位置付けである。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の出版社。主たる企業は 2 社（Gyldendal 社とAlinea 社(3 番手だったデジタル教材に特化した Clio Online 社は 2022 年にAlinea 社に買収・統合される) ）。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>各学校の教員の裁量により採択する。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>教員は、教科書だけでなく、付属教材やポータル上の教材等を適宜使用している。</li></ul>

# 【デンマーク王国】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要

教材としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタル教材のひとつという位置付け。</li></ul>
導入時期※1	<ul style="list-style-type: none"><li>2015年までの全基礎学校での日常的なデジタル教材利用開始を目標に設定。</li></ul>
導入背景	(不明)
編集・制作、導入、活用促進等の主体※1	<ul style="list-style-type: none"><li>教育省（Ministry of Children and Education）の下部組織である<b>UNI-C（デンマーク教育研究ITセンター）</b>が中心となり、公立・私立学校への教材・コンテンツ配信等を実施。</li></ul>
その他※2	<ul style="list-style-type: none"><li>教科書会社は一般的に、<b>紙の教科書と同等のコンテンツをWebで有償提供</b>している。</li></ul>

(出所) ※1 株式会社富士通総研（2015）「教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究 報告書」

※2 豊福晋平（2014）「北欧における初等中等教育の情報化—学校教育1:1/BYOD政策とその背景—」『コンピュータ&エデュケーション』vol.37, p.29-34

※のないもの 佐藤裕紀（2020）「デンマーク王国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.291-298

## 【デンマーク王国】 特徴

### ■ デジタル教科書等の活用に関する教員研修<sup>※1</sup>

- デジタル学習ツールの評価等を含む、教員の職能開発のための短期コースが提供されている（しかし現職教員の職能開発は義務化されていない）。
- 公立学校のスクールリーダー<sup>※2</sup>を対象に、ICT活用に関する取組を実施。
- 教員を対象としたICT活用研修はコミュン<sup>※3</sup>単位で実施されることもある。

### ■ デジタル端末やネットワーク回線等の整備状況、整備のための公的支援<sup>※4</sup>

- 「電子政府戦略（EGovernment Strategy）」において、2012～2017年に、**全学校へのワイレスネットワーク整備や、コムーネ<sup>※5</sup>のデジタル教材購入支援等**が実施された。
- 2003年に、政府は、コムーネが最低でも必要経費の半額を負担することを条件として、フォルケスコレ<sup>※6</sup>第3学年のコンピュータ機器購入を支援。同年、新型の教育用PCは2.01人につき1台整備されるかたちとなった。
- 「1:1モバイル学習施策」として**BYOD等を推進。後期中等教育学校では全生徒がPCを持参。**

(出所) ※1 山中秀幸・大萩明日香（2019）「第1章 教育におけるICT活用についての各国の状況」国立教育政策研究所『諸外国における情報通信技術を活用した学校教育事例報告書』, p.1-20

※4 佐藤裕紀（2020）「デンマーク王国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.291-298

(注) ※2 「スクールリーダー」の定義は記載されていないものの、上述のTibberupskolenでは教務主任がスクールリーダーに当たるようである。（※1）

※3 日本における市町村に相当する自治体のこと。（※1）

※5 基礎自治体のことで、初等・前期中等教育を管轄する。（※4）

※6 公立の初等・前期中等教育一貫校のこと。（※4）

# 【デンマーク王国】 特徴

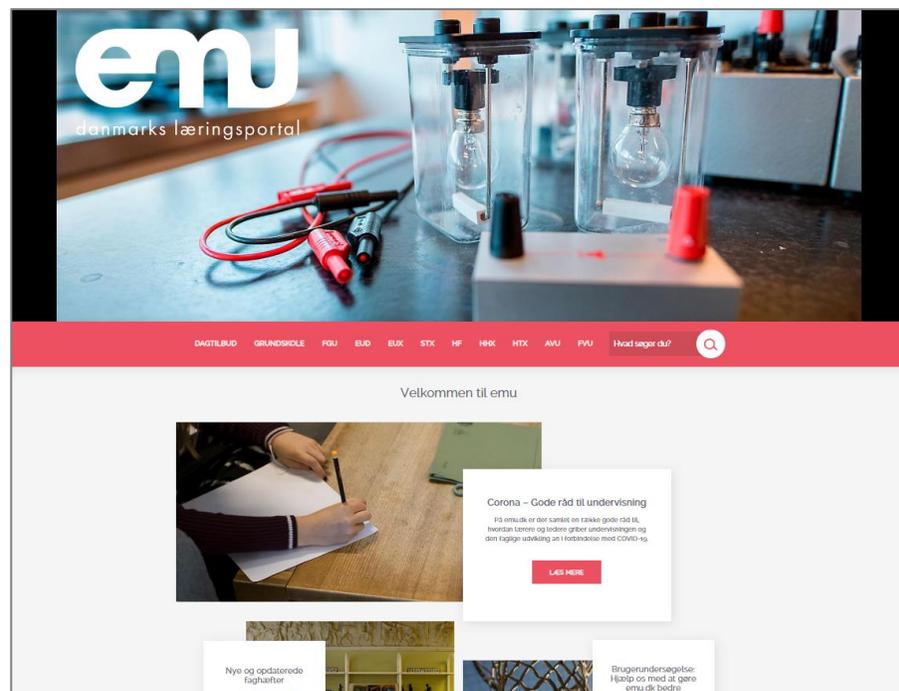
## ■ ポータルサイト等のプラットフォーム

- 児童生徒、教員、保護者、学校、デジタル教材をつなぐ「**Uni-Login**」というサービスにより、**デジタル教科書を無償で利用可能。**
- **教育省が「EMU.dk」というオープン教育リソースを提供。**初等～後期中等教育段階の教員、教員養成大学の教職員を対象とした、教育に関する情報を掲載。
- 「Materialeplatformen」というリポジトリは、商業的学習リソースや博物館等発行の学習リソースのカタログとして機能。また、教師が自作したオープン教育リソースの共有も可能。<sup>※1</sup>

## ■ デジタル教科書等の質の保障

- 「EMU.dk」で提供されているリソースの多くは、**各教科の専門家団体等が作成。**

※1



© emu.dk - danmarks læringsportal

図2 「EMU.dk」のトップページ<sup>※2</sup>

(出所) ※1 山中秀幸・大萩明日香 (2019) 「第1章 教育におけるICT活用についての各国の状況」国立教育政策研究所「諸外国における情報通信技術を活用した学校教育事例報告書」, p.1-20

※2 Børne-og Undervisningsministeriet (n.d.) 「emu」 (2020年10月8日閲覧) <https://emu.dk/>

※のないもの 佐藤裕紀 (2020) 「デンマーク王国」公益財団法人教科書研究センター「海外教科書制度調査研究報告書」, p.291-298

# 【シンガポール共和国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>法律による定義はない。</li><li>毎年教育省が翌年度の使用を認可した教科書・教材のリスト（Approved Textbook List: ATL）を公示。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>国定、検定の制度あり。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの教科：民間出版社。</li><li>「民族語」「社会」「歴史」「体育」「人格・シチズンシップ教育」：教育省が執筆し民間出版社が発行。</li><li>2024 年度版 ATL で認可された出版社は 7 社。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>学校長・教科主任等がATLをもとに選定。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>有償。給与・貸与はない。</li></ul>

# 【シンガポール共和国】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要

教材としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>認可された教科書の電子版という位置付け</b>であり、ATLには掲載されない。</li></ul>
導入時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2008年開始の「FutureSchools@Singapore」事業において、研究校がデジタル教科書を使用した授業開発等を実施。</li></ul>
導入背景	(不明)
編集・制作、導入、活用促進等の主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>民間出版社</b>が発行・販売。</li><li>・ <b>教育省が優良なデジタル教科書・教材、Web教材を購入し、無料で提供している。</b></li></ul>
その他※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校長が各校で行う教育に関して大きな裁量を持っているため、デジタル教科書の使用状況は学校により異なる（各教育段階の卒業時に行われる到達度試験の合格基準を達成できるのであれば、その教育プロセスは自由）。※2</li></ul>

(出所) ※2 シム チュン・キャット氏インタビュー（2020年12月7日実施）より

※のないもの 池田充裕（2023）「シンガポール共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』

(注) ※1 視察時の印象として、母国語・英語の授業ではICT教材が多く使用されていたが、算数の授業はグループワーク中心であり、あまりICT教材は使われていなかったとのことであった。また、小学校段階では、デジタルデバインド等の観点からデジタル教科書の使用が難しいという印象があるが、中学1年生以降では紙の教科書を全く使用しない事例も見たとのことであった。一方、高校段階では論述試験対策として「紙に書く」活動が多くなるため、逆にデジタル教科書の要頻度が低くなる印象を持っているとのことであった。（※2）

# 【シンガポール共和国】 特徴

---

- デジタル端末やネットワーク回線等の整備状況、整備のための公的支援※1
  - 初等中等教育段階において、教育用PCは1台あたり児童生徒4人（2011年）、**学校のインターネットは100%（2013年）の整備状況。**
  - **全ての家庭・事業所・公的機関・学校・病院等に光ファイバーネットワークが整備されている（2013年完了）。**
- ポータルサイト等のプラットフォーム
  - **教育省による「ICT Connection」というWebサイトでは、教員が、教育省やNIEが開発した教材等や、教育省が民間から購入したeラーニング・コンテンツ等を入手可能。**
  - 教育テクノロジー計画2030（EdTech Masterplan 2030）では自主学習や協働学習、教学マネジメントを支援するため、ICTやAIを活用したシンガポール学習スペース（SLS）などのeラーニング環境の整備が進められている。
- ICT使用に関する補助員の配置※2
  - 全ての学校にICT担当職員と技術者が配置されており、ICTの使用方法を相談できる。

（出所）※1 株式会社富士通総研（2015）「教育分野における先進的なICT活用方策に関する調査研究 報告書」

※2 シム チュン・キャット氏インタビュー（2020年12月7日実施）より

※のないもの 池田充裕（2023）「シンガポール共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』

# 【シンガポール共和国】 特徴

---

## ■ デジタル教科書等の質の保障

- 2015年から開始された「ICT教育マスタープラン（第4期）」において、**優良なデジタル教材の認証事業を実施。**
- 教材の内容の確認（主に宗教等のセンシティブな内容に関する確認）は、教材開発・認定を担当する教育省内の部局（カリキュラム計画・開発局／Curriculum Planning & Development Division: CPDD）が行っていると考えられる。※
- 教員の人事評価・キャリアパスが明確であり、教材開発を含む「教育力」が評価対象となるため、教員が自作の教材をプラットフォームで共有する際もインセンティブとなり、ある程度の質が担保されている。※

## ■ デジタル教科書等を使用することによる児童生徒への効果・影響

- 教育省のICT教育担当によると、デジタル教科書やICT教育は、視覚・聴覚で意欲を喚起できるという観点で、比較的学力の低い層に有効であるとのことであった。一方、学力の高い層は自立的に学習を行えるため、学力の低い層に比べると、効果は限定的のようである。※

（出所）※ シム チュン・キャット氏インタビュー（2020年12月7日実施）より

※のないもの 池田充裕（2020）「シンガポール共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.95-102

# 【シンガポール共和国】 特徴

---

## ■ デジタル教科書等の活用に関する教員研修

- 「ICT教育マスタープラン（第3期）」において、フューチャースクール事業の研究校や、ICT教育開発校（第2期に指定された、ICT教育で実績を上げた学校）の管理職や教員が、各校4人の教員に対して**ICT指導教員の研修を実施**。
- シンガポールの教員養成は国立教育学院でのみ行われており、原則として大学を優秀な成績で卒業した教員志願者が厳しい選考を経て訓練を受ける。<sup>※1</sup>（ICT教育マスタープラン開始後に）国立教育学院で教員養成訓練を受けた教員は、ICT教育スキルに問題はないと考えられるうえ、ICT教育に関する個別の研修コースも実施されているため、ICT教育スキルを向上させる機会は保障されている。<sup>※2</sup>

（出所）※1 シム チュン・キャット（2019）「第1章 シンガポール 落ちこぼれをつくらない都市国家の教育戦略」志水宏吉ら『シリーズ・学力格差4 国際編 世界のしんどい学校 東アジアとヨーロッパにみる学力格差是正の取り組み』明石書店, p.32-47

※2 シム チュン・キャット氏インタビュー（2020年12月7日実施）より

※のないもの 池田充裕（2020）「シンガポール共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.95-102

# 【アメリカ合衆国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタル教科書・教材の発展に伴って、各州では法令で教科書・デジタル教科書の定義を定めるようになってきた。およそ22州で定義が行われている。</li><li>例：アリゾナ州「教科書とは、印刷教材あるいはデジタル・コンテンツ、あるいはその双方で、学校で使用することを目的として執筆あるいは出版されているもの。」</li><li>教科書等の定義が行われていない州としては、ミシガン州、ミネソタ州、オハイオ州などがある。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>国定、検定、認定の制度はないが、各州または学区における採択時にガイドライン等に合致しているか否かが検討される。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間出版社や大学。統合・合併が進展し、Big5といわれる巨大教科書出版社5社が市場を占めている。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>各州または学区が、選定・採択基準を公開し、教科書選定・採択委員会を設置して選定・採択を実施。</li><li>各学校は、選定・採択された教科書のなかから適したものを採用。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。</li></ul>

# 【アメリカ合衆国】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要

教材としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"><li>州の教育テクノロジー担当者の全国団体（State Educational Technology Directors Association: SETDA）による2017年時点では、<b>28州が教科書の中にデジタル教科書を含むと定義。</b></li></ul>
導入時期	（不明）
導入背景	（不明）
編集・制作、導入、活用促進等の主体 ※	<ul style="list-style-type: none"><li>主に<b>民間の非営利団体。</b></li><li>2014年から、複数の州と公的機関、非営利団体、事業者が連携したオープン教育リソース開発支援プログラム（K-12 OER Collaborative。現「Open Up Resources」）が進められている。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>州により教科書関連の法令の規定は異なるが、電子媒体や電子機器を用いた「教科書」「教材」の授業での使用は認められている。</li><li><b>公立学校においてはデジタル教科書は無償で利用可能。</b></li><li>初等中等教育関連の非営利団体（ASCD）とデジタル教材開発会社（OverDrive.Inc.）による調査では、<b>80%の初等中等教育機関が、デジタル教科書を含むデジタルコンテンツを利用しており、41%が教室内で利用</b>していた。（2015年）。</li></ul>

（出所）※ 株式会社富士通総研（2015）「教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究 報告書」

※のないもの 二宮皓・岸本睦久（2022）「アメリカ合衆国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』

## 【アメリカ合衆国】 特徴

---

- デジタル端末やネットワーク回線等の整備状況、整備のための公的支援
  - 全米の学校のうち97%に光ファイバーが、88%にWifiが整備されている（2017年）。※1
  - 教育用PC1台当たりの児童生徒数は3.1人（2008年）。※2
  - 大手教育関連企業による第4～12学年の児童生徒を対象とした全国調査では、在籍する学校の在学者全員にラップトップまたはタブレットが支給されているという回答者は19%。
- デジタル教科書等を使用することによる児童生徒への効果・影響
  - ニュージャージー州モンロー・タウンシップ高校を対象とした調査では、iPadでのデジタル教科書を使用した生徒は、紙の教科書を使用した生徒よりも成績がよく、学習へのモチベーションも低下しなかったという結果が得られている。※3

(出所) ※1 EducationSuperHighway (2017) 「2017 State of the States Fulfilling Our Promise to America's Students」

※2 株式会社富士通総研 (2015) 「教育分野における先進的なICT利活用方策に関する調査研究 報告書」

※3 Pearson (2014) 「Education design study shows digital textbook impacts student engagement, achievement and motivation. Monroe Township High School Case Study」

## 【アメリカ合衆国】 特徴

---

### ■ 特別なニーズへの対応

- 「障がいのある子供に対する教育法」(IDEA)の2004年改正により、オンラインの電子ファイルレポジトリである「全米教材アクセスセンター (National Instructional Materials Access Center)」が設置された。このセンターはNIMASという特定規格で教科書・教材の電子ファイルを保管しており、センターに登録されたメディア制作者(出版社等)が、点字、デジタルオーディオ教材、拡大印刷等の形式に加工・再編し、州や専門団体を通じてそれらが必要な児童生徒に提供する。
- 州や学区が教科書購入時に、出版社に対してNIMASフォーマットのファイルで教科書を求めると、出版社はファイルを作成し、上記センターに提出する。
- なお、上記センターを利用できるのは、出版社や州の担当者等、センターに認められた者のみである。

# 【アメリカ合衆国】 特徴

## ■ 特別なニーズへの対応（続き）

- NIMACから利用者として認められていない、障がいを持つ児童生徒・保護者等は、「Louis Plus」というデータベースを使用し、様々な形式の教材を検索可能。
- 非営利団体のデジタル図書館「BookShare」が、NIMASファイルから変換済みの教科書デジタルデータのファイルを保有しており、誰でも会員登録をすることでWebサイトからダウンロードして使用可能（プリントディスプレイと認定された国民は無償、外国人は有償）。※1

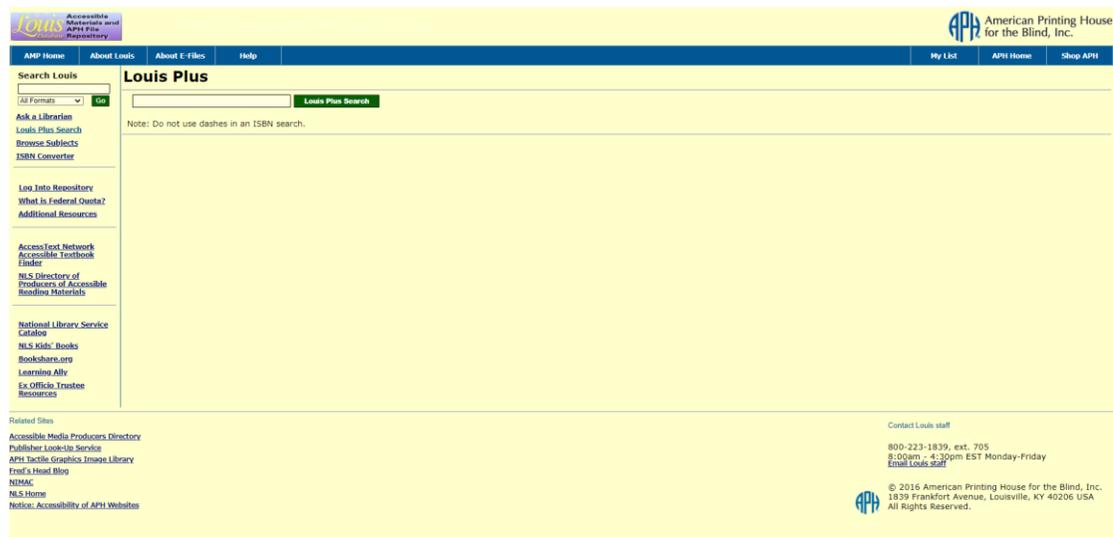


図3 「Louis Plus」のトップページ※2

（出所）※1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2016）「専門研究B 視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究—我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況調査を踏まえて—（平成26年度～27年度）【中期特定研究（特別支援教育におけるICTの活用に関する研究）】研究成果報告書」

※2 American Printing House for the Blind, Inc.（2016）「Louis Plus」（2020年10月8日閲覧）[https://louis.aph.org/custom/SearchResults\\_UnifiedSearch.aspx](https://louis.aph.org/custom/SearchResults_UnifiedSearch.aspx)

※のないもの 二宮皓・岸本睦久・内ノ倉真吾（2020）「アメリカ合衆国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.191-202

# 【エストニア共和国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>法律による定義はないが、学習材として規定されている。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>専門家による内容の確認あり。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>国が発行するが、著作権は民間の出版社が持つ。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>学校（基本的に教科担当教員）が選定。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。</li><li>中等段階のワークブックは有償。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>教科書は、教員協会の教科部会が執筆し、少なくとも2名の専門家（学校教員と大学教員）が内容を確認する。</li><li>日本と似た形で教科書を中心に授業は展開される。ただし、紙媒体での教科書の存在意義は薄くなり、オンライン教材が主流となっている。</li></ul>

# 【エストニア共和国】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要

教材としての位置付け	<ul style="list-style-type: none"><li>法的定義は不明だが、デジタル教材のひとつ。※1</li><li>2018年に無償使用が可能となったデジタル教科書等は、「教科書」「ワークブック」「エクササイズブック」の機能を兼ね備えたもの。※2</li></ul>
導入時期※2	<ul style="list-style-type: none"><li><b>2018年（全ての基礎学校を対象としたデジタル教科書等の無償使用が可能）</b></li></ul>
導入背景	(不明)
編集・制作、導入、活用促進等の主体	<ul style="list-style-type: none"><li><b>民間教科書発行会社等</b>※3（教科書発行会社は教科書をデジタル形式で利用可能にする義務を負っている※4）</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li><b>2008年の教育改革により、全ての紙の教材のデジタル化が定められた。</b></li></ul>

(出所) ※2 Republic of Estonia Ministry of Education and Research (n.d.) 「(タイトルなし)」

※3 Republic of Estonia Ministry of Education and Research (n.d.) 「Important activities in the 2019/2020 academic year」

※4 山中秀幸・大萩明日香 (2019) 「第1章 教育におけるICT活用についての各国の状況」国立教育政策研究所『諸外国における情報通信技術を活用した学校教育事例報告書』, p.1-20

※のないもの 丸山英樹 (2020) 「エストニア共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.259-270

(注) ※1 教科書自体の法的定義がなく、学習材のひとつと捉えられていること（本資料p.25）、全ての紙の教材のデジタル化が定められていること（本資料本ページ）をもとに推測。

## 【エストニア共和国】 特徴

- デジタル端末やネットワーク回線等の整備状況、整備のための公的支援
  - 1997年開始の「Tiger Leap基金」のイニシアチブにより、**2000年には全学校にPCを、2001年にはインターネットを整備。**
- デジタル教科書等の活用に関する教員研修
  - **HITSA<sup>※1</sup>が、教員のデジタル技能向上のための研修を実施。**
- デジタル教科書等の質の保障
  - HITSAのInnovation Centreが、デジタル教材の作成や改訂、再利用、質の高い教材作成のガイドライン開発等の支援を実施。<sup>※2</sup>
- ポータルサイト等のプラットフォーム
  - **教育研究省が「Opiq」という教材データベースを設置。**学習材へは誰でもアクセス可能。
  - **教育研究省が「e-Koolikott (e-schoolbag)」というポータルサイトを開発。**e-koolikottを通して、他の複数のポータルサイトのデジタル教材にアクセスが可能。<sup>※3</sup>
- **2018年の国際学習到達度調査(PISA)において、世界トップクラス(欧州1位)となった。**結果の推移は以下のとおり。<sup>※</sup>OECD加盟国順位<sup>※</sup>2006年はエストニアはOECD非加盟国<sup>※4</sup>
  - 数学的リテラシー:10位(2006年)⇒11位(2009年)⇒5位(2012年)⇒4位(2015年)⇒3位(2018年)⇒3位(2022年)
  - 読解力: 11位(2006年)⇒10位(2009年)⇒7位(2012年)⇒4位(2015年)⇒1位(2018年)⇒4位(2022年)
  - 科学的リテラシー:3位(2006年)⇒ 6位(2009年)⇒ 3位(2012年)⇒2位(2015年)⇒1位(2018年)⇒3位(2022年)

(出所) <sup>※2</sup> HITSA (n.d.) 「Learning resources」(2020年10月7日閲覧) <https://www.hitsa.ee/ict-in-education/learning-resources>

<sup>※3</sup> e-estonia (n.d.) 「e-schoolbag」(2020年10月8日閲覧) <https://e-estonia.com/solutions/education/e-schoolbag/>

<sup>※4</sup> OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント (文部科学省・国立教育政策研究所)

<sup>※</sup>のないもの 丸山英樹 (2020) 「エストニア共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.259-270

(注) <sup>※1</sup> エストニア政府や大学等が設立した非営利団体 ( (出所) 山中秀幸・大萩明日香 (2019) 「第1章 教育におけるICT活用についての各国の状況」国立教育政策研究所『諸外国における情報通信技術を活用した学校教育事例報告書』, p.1-20 ) 。教育現場でのICT活用、教員研修、インフラ整備・保守等を担う。 ( (出所) 丸山英樹 (2020) 「エストニア共和国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』, p.259-270 )

# 【中華人民共和国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>• 教育部の「小中学校教科書採択管理方法」（2014年）第2条では、教科書とは「義務教育と普通高等学校における教学用図書（教学図冊や映像材料を含む）で、国務院教育行政部門（教育部）の検定を受けたもの、あるいはその検定権を授与された機関による検定を受けたもの」とされている。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国定・検定並行制（「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科は「国定制」、その他の教科は「検定制」）</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科には「国定制」が適用され、主に人民教育出版社が発行主体となっている。その他の教科は従来どおり、「検定制」が適用され、要件を満たした出版社による自由発行が可能となっている。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地方政府（省、自治区、直轄市）の責任と権限で行うものとされる。各省や自治区のレベルで選定と採用を行うか、それとも更に県または市のレベルに下げて行うかは地方政府の判断に委ねられる。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>• 小中学校において「教育部の検定を受けた教科書を使用しなければならない」とする規定はあるが、教科書の使用義務を規定した法規は存在しない。</li><li>• 学校現場では、教科書の使用が当然視されている。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>• 無償貸与。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 2017年度から財政的に許される範囲内で生徒の学習補助材料（ノートや外国語映像作品など）や教師の参考書なども無償となった。</li><li>• A4版主体の教科書が増え、軽量化が図られている。</li></ul>
デジタル教科書の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>• 21世紀に入ってから本格化。大都市と沿海地域を中心に進展。2002年に人民教育出版社が初版を発行。現在、教科書のみならず教師の参考書（各教科の「教材解説」「教案」など）や生徒の学習補助教材を含むデジタル教材の第3版が完成されており、その種類は106種に及ぶ。</li></ul>

# 【イタリア共和国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育省によって一般書籍とは水準の異なる公定価格（上限）が定められ、毎年度、物価変動を踏まえて見直される。2013年128号法律第6条に、教科用書籍に代えて、資料（自作や著作権切れなどにより無償で公開・配布される資料を含む）を教員が任意で選定し使用できる旨が明文化された。</li> </ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗教科を除いて検定は無く、開申の仕組みがある（全国出版社協会のインターネットサイト）。宗教科（カトリック）の教科書は、発行前にカトリック教会による検閲と印刷許可が必要である。</li> </ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の出版会社が発行している。国としての指定制度は存在しない。</li> </ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>イタリア共和国憲法第33条「教授の自由」を受けて、1994年の委任法297号（公教育枠組法）および2013年128号法律第6条による修正で、「教員らの自由な選択」を前提とする教員会による決定の権限が規定される。</li> </ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし。</li> </ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校は無償給与。中学校と高等学校は有償購入。</li> <li>州によって公的な貸与制度を設けている場合もある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>かなり分厚いものも多く問題化している一方で、デジタル化を進めている。</li> </ul>
デジタル教科書の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUの勧告を受けて、イタリア教育省は、2015年の通称「よき学校」法のもと「デジタル・スクールのための国家計画」（Piano Nazionale Scuola Digitale:PNSD）を推進。ガイドライン「デジタル・スクール」（2015年）をまとめた。教科横断的な発想で知の再構築を図ること、そのためには分解したり他分野に応用したりできる「流動的な」コンテンツの開発を促すという。出版界に働きかけるプロジェクト「デジタル出版」（Editoria Digitale）も発足。</li> <li>2013年の法律128号の第6条「教科書と補助教材のコスト軽減」では、デジタル教科書開発をコスト削減の一環と明確に位置付け、「教員、学生、出版者らの協働の可能性を提供するオープンなウェブ・プラットフォームを備えた新世代の教科書を通じた情報処理言語の習得」を政府として推進するとしている。また同法は、教員及び生徒らによる自作デジタル教材の開発と、その成果のウェブ上での全国的な共有を促すとした。</li> </ul>

# 【英国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>特に定義されていない。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>自由発行。キーステージ 4（中等学校義務教育後期段階）、およびシックスフォーム（後期中等教育）では、外部試験団体の試験詳述書に準拠した教科書が発行される。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の発行者</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>自由。学校（教師）が選定。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。（独立学校の場合は義務教育段階でも有償。）</li><li>家に持ち帰ることはない。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>教師が工夫して様々な教材を用意することが良いとされ、特に初等学校には「反教科書主義」が存在したが、近年、質の高い教科書の重要性も指摘されている。英語科では、物語 1 冊を丸ごと読む単行本主義がみられる。</li></ul>
デジタル教科書の 状況	<ul style="list-style-type: none"><li><b>電子黒板が普及していることから、それに対応した教科書が作られている。</b></li><li>PDAで利用可能な教材も作られている。</li></ul>

# 【スウェーデン王国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>法的な定義はない。教育法では「生徒は最新の教育に必要な本とその他の教材へのアクセスを無償で得る」と定められ、校長に提供の義務がある。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>自由発行制で、検定・認定・審査制度はない。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の発行者（出版社、労働組合等）が自由に発行できる。教材出版社団体には 18 社が加盟。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>学校が選定・採択する。校長の権限の下で主に教員が選定している。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>校長は教科書・教材を提供する義務はあるが、厳密な法解釈では教師に使用義務は認められない。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。希望に応じて購入も可能。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>個別化、デジタル化への対応が充実している。</li></ul>

# 【スウェーデン王国】 基礎情報

## ■ デジタル教科書の概要

<b>導入時期</b> ※2, ※4	<ul style="list-style-type: none"><li>2011年のナショナル・カリキュラムにデジタル・コンピテンスが明記された。</li><li>自治体レベルでは、2010年から一人一台のICT活用プロジェクトが始まり、ソレントウナ市は2013-2014年には全校児童生徒の一人一台端末が実現し、教科書や問題集のコンテンツは全てPDF配布され、紙媒体が廃止された。</li></ul>
<b>導入背景</b> ※1 ※2	<ul style="list-style-type: none"><li>子供たちにデジタル・ツールを使う機会を与え、学習に役立させることが期待された。また、子供たちは、デジタル化が人々の暮らしや社会に及ぼす影響を理解し、批判的・実用的に利用する態度を身に付けることが重視された。</li><li>なお、2022年秋の政権交代に伴って、デジタル化は見直されている。</li></ul>
<b>編集・制作、導入、活用促進等の主体</b> ※1 ※2	<ul style="list-style-type: none"><li>中央政府が学校のデジタル化を優先事項として、投資を進めていた。教科書出版各社はデジタル教科書・教材を販売している。</li><li>なお、2022年秋の政権交代に伴って、デジタル化は見直され、アナログの教材費を支援する予算措置が取られている。</li></ul>
<b>その他</b> ※1 ※3	<ul style="list-style-type: none"><li>デジタル化を進めていた際には、個人情報保護（特にGDPR（General Data Protection Regulation, Regulation(EU)2016/679)）への対応が課題とされていた。</li><li>国際学習到達度調査(PISA)の結果の推移は以下のとおり。 ※OECD加盟国順位 「数学的リテラシー」：20位(2009年)⇒27位(2012年)⇒17位(2015年)⇒12位(2018年) ⇒18位(2022年) 「読解力」：15位(2009年)⇒27位(2012年)⇒14位(2015年)⇒7位(2018年) ⇒14位(2022年) 「科学的リテラシー」：23位(2009年)⇒27位(2012年)⇒22位(2015年)⇒14位(2018年) ⇒17位(2022年)</li></ul>

(出所) ※1 林寛平 (2023) 「各国の概要：スウェーデン王国」公益財団法人教科書研究センター『海外教科書制度調査研究報告書』

※2 教育新聞【北欧の教育最前線】デジタル教科書の見直しへ スウェーデン (2024年4月26日)

※3 OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント (文部科学省・国立教育政策研究所)

※4 東京都教育委員会「5 海外先行事例調査」

# 【ドイツ連邦共和国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>統一的な定義はない。法令（教科書認可規程など）で定義している州がある。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>教材の認可を行っている州（10州）、宗教等に限って認可を行っている州（2州）、行っていない州（4州）がある。</li><li>認可の方式として、検定と簡略化された方式（認可の条件を満たしていることなどの申告に基づき認可）とがあり、学校種、教科によりどちらの方式によるかを、州文部省、州立教育研究所が決定している。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の教科書会社（70数社）が発行している。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>教材認可が行われている州では、州文部省により教科書リストが作成されており、そのリストの中から各学校が教科書を採択する。教材の認可が行われていない州では、教科書リストが作成されておらず、各学校が直接、使用する教科書を採択する。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>使用義務について、法令等で直接的に規定していないが、各州の省令等において教科書の使用に関する規定がみられる。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与の州、学年により無償貸与と有償の州、有償貸与の州、有償の州などがある。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>特定の州向けの教科書が発行されている場合がある。貸与制をとる州が多いことから、ハードカバーなど、数年間の使用に耐える教科書となっている。</li></ul>
デジタル教科書の 状況	<ul style="list-style-type: none"><li><u>出版社により紙媒体の教科書に諸機能を加えて作成されているデジタル教科書、大学や研究所により開発・試行されているデジタル教科書、オープン教育リソース（OER）形式の教科書がある。</u></li></ul>

# 【フランス共和国】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>教科書は自由発行、自由採択制であるが、教科書の値段に関する政令の規定のなかに「初等・中等教育等の枠内で一般的に用いられ、担当大臣により予め定められ承認された学習指導要領に対応するために作成された」ものとの定義がある。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>自由発行制であり、検定等はない。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の発行者（出版社等）が自由に発行できる。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>自由採択制であり、一般に各学校において教員（集団）が選択する。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>なし。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。各年度で氏名を記載し家に持ち帰ることもできる。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>一般に大きくかつ重い。</li></ul>
デジタル教科書の 状況	<ul style="list-style-type: none"><li><b>2009年度より国民教育省主導のデジタル教科書使用の試行が開始。</b></li><li>各学校の「<b>学習のデジタル・プラットフォーム</b>」の一部に位置付けられている。</li><li><b>国立遠隔教育センター（CNED）から充実したネット教材が提供されている。</b></li></ul>

# 【カナダ】 基礎情報

## ■ 教科書制度の概要

教科書の定義	<ul style="list-style-type: none"><li>「教科書」を示す用語として“textbook”の他、“learning resource”、“teaching resource”や“teaching and learning resource”等の用語が使用されている。いずれの用語にも、印刷された教科書のほか、ビデオ、ソフトウェア等電子化された教材、印刷物・電子化された教師用指導書やその他の教育用資料等、教材や教師用指導書も含まれている。</li></ul>
国定・検定・認定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>認定制となっている。各州（教育委員会が認定する場合は教育委員会）が、認定基準を公開している。</li></ul>
発行主体	<ul style="list-style-type: none"><li>民間の発行者が発行している。</li></ul>
採択・選定制度	<ul style="list-style-type: none"><li>省内の部局または第三者機関による選定結果に基づいて、州教育省（教育委員会が認定する場合は教育委員会）が教科書のリストを作成する。採択周期は、州によって異なるが、5年と定める州や、教育課程の改訂に合わせて行う州もある。教育委員会または学校がリストの中から教科書（教材）を採択する。</li></ul>
使用義務	<ul style="list-style-type: none"><li>教科書の使用義務に関する法的義務はないが、州や教育委員会によって教科書の使用頻度や程度は異なる。</li></ul>
有償・無償の別 給与・貸与の別	<ul style="list-style-type: none"><li>無償貸与。多くの場合、教室等で保管される。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>一般的に、低学年のものは一学年の内容が数冊に分けられた小冊子で、学年が上がるにつれて、ハードカバーで重厚になり、数年間使用しても耐えうる装丁となっている。印刷はカラー刷りで、写真や図表、挿絵等も多く掲載されている。</li></ul>
デジタル教科書の 状況	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの州において、デジタル教科書（教材）は、遠隔教育や教室内での学習活動においても、広く活用されている。<u>州が認可したデジタル教科書（教材）は、印刷された教科書と同様、無償で配布されている。</u></li></ul>